

株主のみなさまへ

第 83 回定時株主総会招集ご通知に際しての  
インターネット開示事項

事業報告の「会社の支配に関する基本方針」	・・・・・・・・・・・・・・・・	1 頁
連結計算書類の「連結注記表」	・・・・・・・・・・・・・・・・	7 頁
計算書類の「個別注記表」	・・・・・・・・・・・・・・・・	15 頁

日本コンクリート工業株式会社  
(証券コード 5269)

---

以下に表示しております上記各書類の内容は、第 83 回定時株主総会招集ご通知に際して、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.ncic.co.jp>) に掲載することにより株主の皆様に対して書面により提供したものとみなされる情報です。

## 会社の支配に関する基本方針

当社は、株式会社の支配に関する基本方針を次のとおり定めております。

### ① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の企業価値の源泉は、(a)コンクリートポールのリーディングカンパニーとして長年にわたり蓄積した、コンクリート製品や生産設備に関する総合的な技術力、製造・施工技術やノウハウ、(b)上記(a)の技術力等により裏打ちされた、高品質の製品・施工の安定的な供給力、(c)当社グループおよび当社の製造技術・施工技術の供与先で構成する NC グループにおいて構築された全国的な製造・販売のネットワーク、(d)仕入先・販売先をはじめとするあらゆる取引先との間に長年にわたり築かれてきた強固な信頼関係、並びに(e)上記(a)及び(b)の技術力を支え、向上させる経験、ノウハウを有する従業員の存在にあると考えております。当社株式の買付けを行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。当社は、このような濫用的な買収に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

### ② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの内容

#### 1) 当社の企業価値の源泉について

当社は、昭和 26 年に「NC 式」鋼線コンクリートポールを発明して以来今日まで、コン

クリートパイル（基礎杭）、PC-壁体（土留め製品）及びプレキャスト製品の弛まぬ研究開発を続ける一方、コンクリートパイル等の施工についても、経済性・技術的信頼性はもとより環境に優しい低騒音・低振動・低排土工法の開発に注力しており、取引先の高い信頼を得るとともに、快適なインフラの整備に貢献してまいりました。

当社は、長年にわたり蓄積されたこれらの技術・ノウハウや取引先との間に築かれた強固な信頼を基盤として、経営理念である、コンクリートを通して、安心・安全で豊かな社会づくりに貢献するため、さらなる高品質な製品を市場に供給し、社会・顧客のニーズに応えることが、企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上につながるものと確信しております。

かかる当社の企業価値の源泉は、具体的には、以下の点にあると考えております。

当社は、コンクリートポールの開発先駆者として現在に至るまで、継続的な製品改良と製造技術の向上により、配電線路用ポール、通信線路用ポールおよび電車線路用ポール等の高品質なポールを広く社会に供給し続け顧客から高い評価を得ております。また、コンクリートパイルの分野におきましてもNCS-PCパイルの開発に始まり高強度ONAパイル、PC-壁体、さらには最近のONA123パイルに代表される超高強度パイルの開発等、常に高品質の製品開発に取り組んでまいりました。一方、杭打ち工事を中心とした施工法においても、責任施工を基本に施工技術の開発にも積極的に取り組み、中掘工法における先駆的工法であるNAKS工法、施工精度、経済性を追求したRODEX工法等に加え、NAKS工法の性能をさらに高めたHyper-NAKSⅡ工法や、施工管理性能を高めたHyper-ストレート工法等の最先端の高支持力工法に至るまで、地盤改良を含めあらゆる状況に対応した施工法を提供することで社会・顧客のニーズに応えております。当社はこれらの長年にわたる地道な取り組みにより蓄積したコンクリート二次製品に関する製造・施工技術およびノウハウは、当社の企業価値を維持・向上させていくために、極めて重要であると考えております。

また、当社は、創業直後の昭和28年からコンクリートポールに関する製造技術を全国9社の製造会社は無償供与し、国内のポール需要の増加に応えるとともにNCブランドの普及に努めてまいりました。以来、当社はこれらの会社と技術の発展、社会的貢献、需要者の利益および従業員の生活安定を目指すという共通の使命感のもと、技術交流を初め、人的、資本的交流を含めた強固な関係を形成しており、国内におけるコンクリートポール分野において圧倒的なシェアと競争力を維持しております。また、当社は上記9社を含む12社の製造会社へのコンクリートパイルの製造技術供与を通して製造および供給面での強固な協力体制を構築しております。

これらNCグループ各社との強固な関係の維持は、当社の企業価値を向上させるうえで不可欠な存在となっております。

上記の企業価値の源泉を十分理解し、長期的視点にたった継続的な経営資源の投入や、

独自技術の開発がこれらを着実に強化させていくことにつながり、ステークホルダーからの信頼を高め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上につながるものと考えております。

## 2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上のための取組みについて

当社は、平成 25 年 5 月策定の「2013 年中期経営計画」において「新たな企業基盤の確立による成長の持続」を基本方針として、企業価値向上に向け種々の諸施策に取り組んでおります。本計画では、目まぐるしく変化する経営環境に適時対応し経営基盤の強化と収益拡大を図るべく、以下の短期的経営課題の克服と新たな成長のための中長期的経営施策の実行により目標達成に向けて邁進しております。

### ①コア事業の強化

当社の主力製品であるコンクリートポール、パイルや PC 一体体、RC セグメント等の土木製品を取り巻く事業環境は、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災以降大きく変化しております。当社は全国の製造拠点の再構築を図り、目まぐるしく変化する需要に的確に対応できる生産体制の構築と徹底したコスト削減により、競争力を持った製品供給に努めてまいります。また、復興および防災・減災への取組みにおいてインフラ等の再構築が進むなか、製品・工法の品揃えの充実を図るとともに、施工部門、代理店との連携を強化し、既存顧客の囲い込みと新規需要の獲得を図ってまいります。

### ②新規事業の推進

当社は長年培った総合的な技術力、製造・施工技術やノウハウを活かすとともに、経営資源の有効活用を図り、以下のような新規事業の拡大を推進してまいります。

#### (環境事業)

当社は、平成 20 年にリサイクル事業会社「日本エコテクノロジー株式会社」を設立し、ポールリサイクルの事業化を推進しております。現在は広域認定の早期取得と円滑な事業運営に向けた条件整備に取り組んでおりますが、今後、他社とのアライアンスも視野に入れ、早期事業化による収益の実現を目指してまいります。

また、当社は、循環型社会形成への取組みの一環として、国の補助を受け、産学共同研究により、平成 24 年にコンクリートスラッジからリン鉱石の代替品となる PAdeCS(パデックス)を製造するリサイクル技術を開発し「PAdeCS 研究会」を設立しました。現在、事業化に向け環境調査を進めるとともに、組織・生産体制の構築を図っております。

これらの環境への取組みにより、『環境の日コン』のブランド形成を図ってまいります。

#### (ポアセル事業)

当社は、平成 24 年に、優れた吸音性能を有する発泡コンクリート製ブロック「ポア

セル」の事業を取得し、新たな収益基盤として育成を図っております。今後は営業体制の整備と新たなビジネスモデルの構築により、用途拡大と新規顧客の開拓に努め、着実な収益計上を目指してまいります。

(不動産事業)

当社は、従来から保有する不動産等の経営資源等の有効活用を図っておりますが、これらの取り組みを本格化させ不動産事業として確立し収益基盤の安定化を図ってまいります。

③海外事業の展開

最近の中国をはじめとするアジア新興諸国の経済発展によるこれら諸国でのインフラ需要の拡大を新たなビジネスチャンスととらえ、海外事業体制を整備し、当社の総合的な技術力、製造・施工技術やノウハウを背景として、技術・資本輸出等、アジア諸国を中心に積極的に展開し、需要の取り込みを図ってまいります。

3) コーポレート・ガバナンスの強化

当社は株主の皆様に対する取締役の経営責任を明確化するために取締役の任期を1年とするとともに、執行役員制度を導入し、経営の意思決定のスピード化と効率化を図っております。また、独立性がある財務・会計に関する知見を有する公認会計士を含めた2名の社外監査役を選任し監査機能の強化を図る一方、企業経営に精通した複数の社外取締役を選任し、経営の監督機能の強化を図っております。

これらの機能強化に加え、内部監査室及び内部統制評価委員会が取締役会及び監査役会と緊密に連携することにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図っております。

以上のような取組みにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるものと考えております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容

当社は、上記①の「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、平成25年6月27日開催の第82回定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を継続することを決議いたしました。

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会又は当社株主総会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うこ

とができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大 50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を開催し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様のご意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

#### ④ 上記②及び③の取組みについての当社取締役会の判断及びその理由

上記②の取組みは当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上させるための具体的施策として策定されたものであり、基本方針に沿うものであります。また、上記③の取組みは以下の理由により基本方針に沿うものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

##### (a) 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上

本プランは、基本方針に基づき、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的として継続されるものです。

##### (b) 買収防衛策に関する指針等の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針（以下「指針」といいます。）の定める三原則（(ア) 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の原則、(イ) 事前開示・株主意思の原則、(ウ) 必要性・相当性の原則）を全て充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成 20 年 6 月 30 日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策のあり方」の内容も踏まえて運用することが可能なも

のとなっております。

(c)株主意思の重視

本プランは、株主の皆様意思を反映させるため、本定時株主総会において、当社定款第16条の規定に基づく当社取締役会への委任に関する議案が株主の皆様承認されることを条件として継続されます。

さらに、当社取締役会は、本プランで定めるとおり、一定の場合には独立委員会の勧告を経て、株主総会において本新株予約権無償割当て決議を行うことができることとしております。

加えて、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において当社取締役会への上記委任を撤回する旨又は本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

(d)独立性のある社外取締役等の判断の重視及び第三者専門家の意見の取得

本プランの発動に際しては、独立性のある社外取締役等のみから構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされています。

さらに、独立委員会は、当社の費用において独立した第三者専門家等の助言を受けることができるものとされており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(e)合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(f)デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株券等を大量に買い付けた者の指名に基づき当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の任期は1年であり、期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

## 連 結 注 記 表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

1. 金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 連結の範囲に関する事項
  - (1) 連結子会社等の数 15社  
連結子会社等の名称 NC関東パイル製造㈱、NCセグメント㈱、NC西日本パイル製造㈱、NCプレコン㈱、NC貝原パイル製造㈱、NC四国ｺﾝｸﾘｰﾄ工業㈱、NC九州パイル製造㈱、NC日混工業㈱、NC工基㈱、NCロジスティックス㈱、NCマネジメントサービス㈱、NC貝原ｺﾝｸﾘｰﾄ㈱、NC東日本ｺﾝｸﾘｰﾄ工業㈱、NC中日本ｺﾝｸﾘｰﾄ工業㈱、NC中部パイル製造㈱  
前連結会計年度において非連結子会社であったNC中部パイル製造㈱は、重要性が増したことから、前連結会計年度より連結の範囲に含めております。
  - (2) 主要な非連結子会社の名称 NCユニオン興産㈱  
連結の範囲から除いた理由  
非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。
3. 持分法の適用に関する事項
  - (1) 持分法を適用した関連会社数 5社  
主要な会社の名称 九州高圧ｺﾝｸﾘｰﾄ工業㈱、中国高圧ｺﾝｸﾘｰﾄ工業㈱、北海道ｺﾝｸﾘｰﾄ工業㈱
  - (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称 日本海ｺﾝｸﾘｰﾄ工業㈱、NCユニオン興産㈱  
持分法を適用しない理由  
持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。
4. 連結子会社等の事業年度等に関する事項  
連結子会社等の決算日は、連結決算日と一致しております。
5. 会計処理基準に関する事項
  - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
    - ①有価証券  
その他有価証券  
時 価 の ある も の 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
時 価 の な い も の 移動平均法による原価法
    - ②デリバティブ 時価法
    - ③たな卸資産  
製品・原材料・仕掛品及び貯蔵品 主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）  
未成工事支出金 個別法による原価法  
未成受託研究支出金 個別法による原価法



(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法

但し、平成10年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	15年～50年
機械装置及び運搬具	6年～9年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④投資その他の資産

投資不動産

主に賃貸借期間を償却年数とし、賃貸借期間満了時の投資不動産の見積処分価額を残存価額とする基準による定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

④工事損失引当金

受注工事に係る損失に備えるため、当連結会計年度末未引渡工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

(4) 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に全額費用処理しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

- (6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準  
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (7) 重要なヘッジ会計の方法  
原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び金利スワップについては振当処理によっており、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。
- (8) 工事売上高及び工事売上原価の計上基準  
当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約（工期3ヶ月以上）については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。
- (9) のれん及び負ののれんの償却方法及び償却期間  
のれん及び平成22年3月31日以前に発生した負ののれんは、5年間で均等償却を行っております。ただし、金額が僅少なれんは、発生時にその全額を償却しております。
- (10) その他連結計算書類作成のための重要な事項  
消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

#### (追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。

これに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異について、前連結会計年度の37.9%から35.5%に変更されております。

その結果、繰延税金資産（流動）が13,900千円減少し、繰延税金負債（固定）が2,001千円増加し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が15,901千円増加しております。

#### (会計方針の変更に関する注記)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、当連結会計年度末より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る資産、又は、退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を退職給付に係る資産に計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る資産が1,380,787千円、退職給付に係る負債が401,569千円計上されております。また、その他の包括利益累計額が82,811千円増加しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
担保に供している資産	
投資有価証券	4,249,454千円
担保に係る債務	
短期借入金	300,000千円
一年内返済予定の長期借入金	950,000千円
長期借入金	2,028,852千円
一年内償還予定の社債(銀行保証付無担保社債)	120,000千円
社債(銀行保証付無担保社債)	300,000千円
計	3,698,852千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	40,924,905千円
3. 保証債務	
他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。	
当社従業員持家ローン制度利用者	369千円
4. 偶発債務	
(1) 債権流動化による受取手形の譲渡高(224,000千円)のうち遡求義務として56,000千円の支払いが留保されており、流動資産の「その他」に含めて表示しております。	
(2) 三重県がフジタ・日本土建・アイケーディー特定建設工事共同企業体(JV)に発注し、当社が本JVから請け負った工事名「中勢沿岸流域下水道(志登茂川処理区)志登茂川浄化センター北系水処理施設(土木)建設工事」において、クレーム処理が生じたため工事が一時中断しました。現在、本JVに生じた損失について、当社および本JVの負担額に関し協議を継続しておりますが、両者の損失負担額に関する合意書が締結されるまで、本JV代表者である株式会社フジタより、同社に対する当社の他物件に係る売掛債権(157,536千円)の支払いが留保されています。	
当社は、当該工事において発生すると見込まれる当社の損失額を、工事損失引当金として計上しておりますが、合意の内容次第では上記他物件の売掛債権(157,536千円)の一部が相殺され、回収できない可能性があります。	
5. 土地の再評価	
土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額のうち税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。	
再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び第2条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。
再評価を行った年月日	平成14年3月31日
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△3,946,020千円

6. 当社は運転資金の効率的な資金調達を行うため㈱みずほ銀行、㈱三菱東京UFJ銀行及び㈱三井住友銀行と当座貸越契約を、また㈱みずほ銀行をエージェントとするコミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額、コミットメントラインの総額	3,500,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	3,500,000千円

7. 財務制限条項

平成25年9月24日（㈱三菱東京UFJ銀行）締結の電子記録債権利用契約（支払企業用）に下記の条項が付されております。

- (1) 各年度の決算期末における連結の損益計算書上の経常損益が、本覚書差入日以降に到来する決算期（平成26年3月期以降）において2期連続で赤字とならないこと。
- (2) 各年度の決算期末における連結の貸借対照表上の「純資産の部」の金額が、当該決算期直前の決算期末における連結の貸借対照表上の「純資産の部」の金額の75%を下回らないこと。

平成25年3月29日（㈱みずほ銀行）締結のコミットメントライン契約に下記の条項が付されております。

- (1) 各年度の決算期及び第2四半期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%以上かつ178億円以上に維持すること。
- (2) 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が、平成25年3月期以降の決算期につき2期連続して損失とならないようにすること。

平成24年8月7日（㈱三菱東京UFJ銀行）締結のタームローン契約に下記の条項が付されております。

- (1) 各年度の決算期及び第2四半期（以下、本項において、当該決算期及び第2四半期を「本・第2四半期」という。）の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該本・第2四半期の直前の本・第2四半期の末日または2012年3月に終了する決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%以上にそれぞれ維持すること。
- (2) 各年度の決算期に係る借入人の連結の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上しないこと。

平成23年7月29日（電子債権買取(同)）締結の電子債権売買契約に下記の条項が付されております。

- (1) 各年度の決算期及び第2四半期の末日における連結財務諸表の「純資産の部」の金額が、前年同期比の「純資産の部」の金額の75%未満又は171億円未満とならないこと。
- (2) 各年度の決算期における連結経常利益が、2011年3月以降の決算期につき2期連続で赤字とならないこと。

(連結損益計算書に関する注記)

1. 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失(千円)
茨城県筑西市	パイル・土木製品 製造設備	建物及び構築物	182,347
		機械装置及び運搬具	80,745
		その他	28,891
		計	291,983

(グルーピングの方法)

当社グループは、事業用資産については基礎事業、ポール及び土木製品にグルーピングをしております。また、賃貸資産及び遊休資産については物件ごとにグルーピングしております。

(減損損失の認識に至った経緯)

当社グループは、川島工場（茨城県筑西市）で生産するパイル品種の削減を実施し、これに伴い同工場のパイル生産数量は今後大幅に減少する見込みとなりました。同工場のパイル・土木製品製造設備の回収可能性を検討した結果、投資額の回収は困難であると見込まれるため、減損損失として291,983千円を計上しました。

(回収可能価額の算定方法等)

回収可能価額は、使用価値により測定しております。なお、使用価値については将来キャッシュ・フローに基づき算定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、割引率の記載を省略しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式

57,777,432株

2. 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年5月30日 取締役会	普通株式	219,434	4.50	平成25年3月31日	平成25年6月12日
平成25年11月14日 取締役会	普通株式	121,906	2.50	平成25年9月30日	平成25年12月2日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
平成26年5月30日開催の取締役会において次のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年5月30日 取締役会	普通株式	144,151	利益剰余金	2.50	平成26年3月31日	平成26年6月13日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、主に銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、「与信管理規定」に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは「市場リスク管理規程」に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	5,725,188	5,725,188	—
(2) 受取手形及び売掛金	10,067,513	10,067,513	—
(3) 投資有価証券	5,534,029	5,534,029	—
(4) 支払手形及び買掛金	(5,997,277)	(5,997,277)	—
(5) 電子記録債務	(3,050,904)	(3,050,904)	—
(6) 短期借入金	(2,730,000)	(2,730,000)	—
(7) 社債	(920,000)	(920,855)	△855
(8) 長期借入金	(4,863,870)	(4,875,527)	△11,656
(9) デリバティブ取引	—	—	—

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、電子記録債務並びに(6)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 社債、並びに(8)長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入をおこなった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(9)デリバティブ取引

通貨スワップ及び金利スワップの振当処理によるもの、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(7)参照）。

(注) 2 非上場株式(連結貸借対照表計上額 327,632 千円)、非連結子会社及び関連会社株式(連結貸借対照表計上額 4,621,201 千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、神奈川県において老人介護施設（土地を含む）、茨城県その他の地域において、賃貸用工場等（土地を含む）を有しております。平成 26 年 3 月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は 118,471 千円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
2,454,150	△77,530	2,376,620	2,187,586

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
- 2 当連結会計年度増減額のうち、主な増加は新規連結子会社増加に伴う増加（61,614 千円）、主な減少額は賃貸終了（64,268 千円）、減価償却費（47,795 千円）であります。
- 3 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(1株当たり情報に関する注記)

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 527円95銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 21円11銭  |

## 個別注記表

1. 金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

### 2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- |               |   |
|---------------|---|
| 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法   |
| その他有価証券       |   |
| 時価のあるもの       | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 時価のないもの       | 移動平均法による原価法   |
- (2) デリバティブの評価基準及び評価方法 時価法
- (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法
- |        |                                |
|--------|--------------------------------|
| 商品・貯蔵品 | 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） |
| 仕掛品    | 個別法による原価法                      |
- (4) 固定資産の減価償却の方法
- 有形固定資産（リース資産を除く）
- |     |                                       |
|-----|---------------------------------------|
| 定率法 | 但し、平成10年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く）については定額法 |
|-----|---------------------------------------|
- なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- |        |         |
|--------|---------|
| 建物     | 15年～50年 |
| 機械及び装置 | 6年～9年   |
- 無形固定資産（リース資産を除く）
- |     |   |
|-----|---|
| 定額法 | ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。 |
|-----|---|
- リース資産
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
- リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- 投資その他の資産（投資不動産）
- 主に賃貸借期間を償却年数とし、賃貸借期間満了時の投資不動産の見積処分価額を残存価額とする基準による定額法を採用しております。
- (5) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
- 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
- 従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金
- 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。



- ④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当期末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。
- i 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
  - ii 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。  
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。  
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。
- ⑤ 工事損失引当金 受注工事に係る損失に備えるため、当期末未引渡工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見積額を計上しております。
- ⑥ 関係会社投資損失引当金 関係会社株式に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態及び回収可能性等を勘案して必要額を計上しております。
- (6) 工事売上高及び工事売上原価の計上基準  
当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約（工期3ヶ月以上）については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。
- (7) 繰延資産の償却方法  
社債発行費 支出時に全額費用として処理しております。
- (8) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (9) ヘッジ会計の方法  
原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び金利スワップについては振当処理によっており、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。
- (10) 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
担保に供している資産	
投資有価証券	4,249,454千円
担保に係る債務	
短期借入金	1,250,000千円
一年内償還予定の社債(銀行保証付無担保社債)	120,000千円
社債(銀行保証付無担保社債)	300,000千円
長期借入金	2,028,852千円
計	3,698,852千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	34,684,691千円
3. 保証債務	
他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。	
当社従業員持家ローン制度利用者	369千円
NC東日本コンクリート工業㈱	270,989千円
NC中日本コンクリート工業㈱	18,880千円
NC工基㈱	42,500千円
NCセグメント㈱	13,230千円
計	345,969千円
4. 偶発債務	
(1) 債権流動化による受取手形の譲渡高(224,000千円)のうち遡求義務として56,000千円の支払いが留保されております。	
(2) 三重県がフジタ・日本土建・アイケーディー特定建設工事共同企業体(JV)に発注し、当社が本JVから請け負った工事名「中勢沿岸流域下水道(志登茂川処理区)志登茂川浄化センター北系水処理施設(土木)建設工事」において、クレーム処理が生じたため工事が一時中断しました。現在、本JVに生じた損失について、当社および本JVの負担額に関し協議を継続しておりますが、両者の損失負担額に関する合意書が締結されるまで、本JV代表者である株式会社フジタより、同社に対する当社の他物件に係る売掛債権(157,536千円)の支払いが留保されています。	
当社は、当該工事において発生すると見込まれる当社の損失額を、工事損失引当金として計上しておりますが、合意の内容次第では上記他物件の売掛債権(157,536千円)の一部が相殺され、回収できない可能性があります。	
5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	4,003,517千円
短期金銭債務	4,314,685千円
6. 取締役、監査役に対する金銭債務	
長期金銭債務	11,470千円
7. 土地の再評価	
土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額のうち税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。	
再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び第2条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。
再評価を行った年月日	平成14年3月31日
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△3,946,020千円

8. 当社は運転資金の効率的な資金調達を行うため㈱みずほ銀行、㈱三菱東京UFJ銀行及び㈱三井住友銀行と当座貸越契約を、また㈱みずほ銀行をエージェントとするコミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく当期末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額、コミットメントラインの総額	3,500,000 千円
借入実行残高	－千円
差引額	3,500,000 千円

9. 財務制限条項

平成 25 年 9 月 24 日（㈱三菱東京UFJ銀行）締結の電子記録債権利用契約（支払企業用）に下記の条項が付されております。

- (1) 各年度の決算期末における連結の損益計算書上の経常損益が、本覚書差入日以降に到来する決算期（平成 26 年 3 月期以降）において 2 期連続で赤字とならないこと。
- (2) 各年度の決算期末における連結の貸借対照表上の「純資産の部」の金額が、当該決算期直前の決算期末における連結の貸借対照表上の「純資産の部」の金額の 75%を下回らないこと。

平成 25 年 3 月 29 日（㈱みずほ銀行）締結のコミットメントライン契約に下記の条項が付されております。

- (1) 各年度の決算期及び第 2 四半期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比 75%以上かつ 178 億円以上に維持すること。
- (2) 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が、平成 25 年 3 月期以降の決算期につき 2 期連続して損失とならないようにすること。

平成 24 年 8 月 7 日（㈱三菱東京UFJ銀行）締結のタームローン契約に下記の条項が付されております。

- (1) 各年度の決算期及び第 2 四半期（以下、本項において、当該決算期及び第 2 四半期を「本・第 2 四半期」という。）の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該本・第 2 四半期の直前の本・第 2 四半期の末日または 2012 年 3 月に終了する決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の 75%以上にそれぞれ維持すること。
- (2) 各年度の決算期に係る借入人の連結の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ 2 期連続して経常損失を計上しないこと。

平成 23 年 7 月 29 日（電子債権買取(同)）締結の電子債権売買契約に下記の条項が付されております。

- (1) 各年度の決算期及び第 2 四半期の末日における連結財務諸表の「純資産の部」の金額が、前年同期比の「純資産の部」の金額の 75%未満又は 171 億円未満とならないこと。
- (2) 各年度の決算期における連結経常利益が、2011 年 3 月以降の決算期につき 2 期連続で赤字とならないこと。

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	22,607,188千円
売上高	2,350,842千円
仕入高	20,194,957千円
その他	61,388千円
営業取引以外の取引高	1,027,919千円

2. 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失(千円)
茨城県筑西市	パイル・土木製品 製造設備	建物	150,569
		構築物	31,778
		機械及び装置	80,745
		工具器具及び備品	28,891
		計	291,983

(グルーピングの方法)

当社は、事業用資産については基礎事業、ポール及び土木製品にグルーピングをしております。また、賃貸資産及び遊休資産については物件ごとにグルーピングしております。

(減損損失の認識に至った経緯)

当社は、川島工場（茨城県筑西市）で生産するパイル品種の削減を実施し、これに伴い同工場のパイル生産数量は今後大幅に減少する見込みとなりました。同工場のパイル・土木製品製造設備の回収可能性を検討した結果、投資額の回収は困難であると見込まれるため、減損損失として291,983千円を計上しました。

(回収可能価額の算定方法等)

回収可能価額は、使用価値により測定しております。なお、使用価値については将来キャッシュ・フローに基づき算定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、割引率の記載を省略しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数  
普通株式

116,970株

## (税効果会計に関する注記)

## 1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

千円

(流動の部)	
繰延税金資産	
貸倒引当金	6,736
賞与引当金	50,281
たな卸資産評価損	15,575
工事損失引当金	60,073
未払事業税等	29,103
その他	7,738
繰延税金資産合計	<u>169,508</u>
(固定の部)	
繰延税金資産	
貸倒引当金	157,791
投資有価証券評価損	419,043
退職給付信託	335,249
減価償却超過額	144,848
土地評価損	109,209
投資損失引当金	55,355
その他	81,473
繰延税金資産小計	<u>1,302,971</u>
評価性引当額	<u>△1,061,517</u>
繰延税金資産合計	<u>241,453</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,563,643
固定資産圧縮積立金	△136,564
前払年金費用	△443,749
繰延税金負債合計	<u>△2,143,957</u>
繰延税金負債 (△) の純額	<u>△1,902,503</u>
再評価に係る繰延税金負債	
土地	<u>△2,820,277</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった  
主な項目別の内訳

法定実効税率	37.9
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.7
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.1
住民税均等割等	1.9
役員賞与引当金	1.3
評価性引当額の増減	11.2
税率変更による影響額	0.8
その他	0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>53.5</u>

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。

これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の37.9%から35.5%に変更されております。

その結果、繰延税金資産（流動）が6,754千円減少し、繰延税金負債（固定）が2,001千円増加し、当事業年度に計上された法人税等調整額が8,755千円増加しております。

(退職給付会計に関する注記)

1. 採用している退職給付制度の概要

退職金規定に基づく退職一時金制度を採用しております。

また、従業員の退職に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金または退職一時金を支払う場合があります。

なお、退職給付信託を設定しております。

2. 退職給付債務に関する事項	千円
(1) 退職給付債務	△918,062
(2) 年金資産	2,298,850
(3) 小計(1)+(2)	<u>1,380,787</u>
(4) 未認識数理計算上の差異	△11,408
(5) 未認識過去勤務債務	<u>△119,379</u>
(6) 前払年金費用(3)+(4)+(5)	<u><u>1,249,999</u></u>
3. 退職給付費用に関する事項	
(1) 勤務費用	38,093
(2) 利息費用	17,988
(3) 期待運用収益	△18,000
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	△11,527
(5) 過去勤務債務の費用処理額	<u>△39,793</u>
(6) 退職給付費用(1)+(2)+(3)+(4)+(5)	<u><u>△13,239</u></u>
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	
(1) 割引率	1.9%
(2) 期待運用収益率	1.0%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 数理計算上の差異の処理年数	10年
(5) 過去勤務債務の額の処理年数	10年

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社および関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	NCマネジメントサービス(株)	(所有) 直接 100.0	資金貸付	資金の貸付	71,000	短期貸付金	353,296
				資金の回収	73,296	長期貸付金	794,201
				利息の受取	15,125	—	
	NC東日本コンクリート工業(株)	(所有) 直接 100.0	商品購入 生産設備貸与	商品購入	8,672,449	支払手形	55,680
				賃貸料の受取	437,593	電子記録債務 買掛金	425,160 792,508
	NC関東パイル製造(株)	(所有) 直接 100.0	商品購入 生産設備貸与	賃貸料の受取	145,646	未収入金	5,230
					145,646	未収入金	583

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。
2. 生産設備の賃貸料については、設備の減価償却額、租税公課並びに近隣の地代等を勘案して決定しております。
3. 商品の取引価格については、市場価格を勘案して決定しております。
4. 取引金額は消費税等を含んでおりませんが、期末残高は消費税等を含んでおります。

(1株当たり情報に関する注記)

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 407円18銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 9円83銭   |